

# なかお事務所 ダイジェスト!

社会保険労務士事務所 なかお事務所報

2014年4月号



※ 顧問先さまへは、変形労働時間制、裁量労働制に基づく協定書などより深い内容の特集を配信させていただいております。

## 今月の特集

知らなかったでは済まされない!  
いろいろある協定書

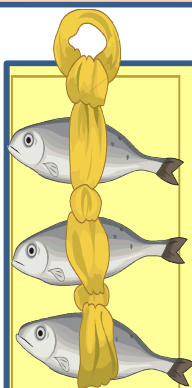
普段、何げなくしていることも労働法違反になることがあります。残業させていませんか?  
役所へ協定届の提出はしていますか?  
休憩は交代制ではないですか?  
知らず知らずのうちに違反…。とならないために。



## 今月の数字

7, 783件

企業イメージの悪化にも



## ちよつと一服 さかなコーナー

丸烏賊

「美味しいイカはいかが?」

4月ですねー。入学や新学期の季節ですね。  
でも、私にとっては遠い昔の話し・・・。  
その昔の記憶を思い出すと、小さい頃の時ほど入学時や新学期は、期待よりも不安でいっぱいだった気がします。  
社会人になったときは、不安よりもワクワク感が大きかったのを覚えています。  
成長すると、人間図太くなるんでしょうか。



# 今月の特集：いろいろある協定書

「協定書」や「労使協定」という書類の話しを耳にすることがあると思います。これは、働く人と会社(事業主)との間で結ぶ“約束書”のことです。

では、実際にどのようなことを約束するときにこの協定書を結ばなければならないのでしょうか。今回の特集は、あまり馴染のない、でも大事な“協定書”を特集しました。

会社の中で、働き方のルールや取り決めがいろいろあります。

- ◆ 休憩は交替で取ってね
- ◆ 給与から社内旅行積立金を引くからね
- ◆ 勤務時間や休みは1ヶ月ごとにシフト表で変わるからね(※)

※ 1ヶ月単位の変形労働時間制の場合、労使協定または就業規則でも定めることができます。

このようなルールや取り決めはよくありますね。

でも実は、このようなルールや取り決めをするときは「協定書」を作成して締結しなければならないのです。

## ★働き方に関する協定書

A) 時間外労働および休日出勤に関する協定書(36協定)：残業や休日出勤をさせる場合

B) 各種変形労働時間制に基づく協定書：

1ヶ月、1年など期間の期間で勤怠管理をする場合やフレックス制など

C) 裁量労働制に基づく協定書等：特定の専門職などで時間管理を本人に任せる場合など

### A) 時間外労働および休日労働に関する協定書(36協定)

この協定書は、残業させるときや休日出勤(休日労働)をさせるときに必要になります。

ほとんどの会社では、残業があると思います。しかし、労働基準法では「残業や休日労働はさせてはいけません。(労基法第32条要約)」とされています。しかも『6ヶ月以下の懲役または30万円以下の罰金』という罰則があります。結構厳しいですね。

でも実際に残業なしでは会社は回りません。そこで、残業や休日出勤に際して“残業は1日、1ヶ月、1年に〇〇時間以内です。休日出勤は月〇日以内です。”と労使で約束して労働基準監督署に協定届を提出すれば、その約束の時間の範囲内なら罰則は適用しません。という意味合いの協定書(約束書)です。

なので、結構重要な協定書なんです。

この協定は、1年に1回管轄の労働基準監督署に届出をする必要があります。

### ★まとめ

この他にも変形労働時間制、裁量労働制に基づく協定書、育児介護休業に関する協定書など様々な協定があります。

様々なものがあるだけに協定書の作成・締結・届出は忘れがちですが、労働法での例外だから協定書の作成を求められています。

それだけ重要なものですから、必要な協定書はキッチリ締結し、必要であれば期限内に届出をしていくことが大事ですね。

「そんなの知らないよ！」が通らないのが法律です。

逆に知っていれば、適正な協定書を作成・締結・届出をして適法な会社運営ができることになります。

協定書などのご質問やご相談は、当事務所までお気軽にご連絡くださいませ。

(C) 2014. なかお事務所 All Rights Reserved

# 今月の数字 < 7,783件 >

この数字は、平成24年度のハローワークの求人票の記載内容に関して、求職者からの申出・苦情等件数です。

## ★具体的な申出・苦情の内訳(主なもの)

- ・賃金に関すること 2,031件(26%)
- ・就業時間に関すること 1,405件(18%)
- ・雇用形態に関すること 729件(9%)
- ・選考方法・応募書類に関すること 1,030件(13%)
- ・職種・仕事の内容に関すること 841件(11%)
- ・社会保険・労働保険に関すること 605件(8%)
- ・休日に関すること 642件(8%)

ハローワーク(公共職業安定所)で公開・紹介している求人の内容が、実際と違っていた場合の苦情連絡先(通報・相談窓口)として、「ハローワーク求人ホットライン」が設置されました。ここに申し出ると、『ハローワークで事実を確認した上、会社に対して**是正指導を行う**』としています。

最近の労働市場は、売手市場でなかなかいい人材が入ってこない状況ですが、求人内容と実際の勤務内容等の待遇面が違ふとスタートからトラブルを抱えることになり、実際の労働条件とあまりにもかけ離れた求人条件を出しても人材の定着には繋がりません。

逆に企業イメージや企業ブランドを下げってしまうことにもなり兼ねませんので、求人要綱の記載には細心の注意が必要です。

## ちょっと一息さかなコーナー

マルイカ。あまり聞いたことが無いイカだと思いますが、別名剣先イカやアカイカと言います。別名だと知っている方も多いと思います。(釣りの世界では「マルイカ」が一般通称なんです。)

マルイカはイカの中でも1、2を争う美味しさです。身が柔らかく、甘みが強いのが特徴です。(個人的にはアオリイカかマルイカか、どちらがNo.1か迷います。)

冬場は水深60m~100mくらいの深いところにいますが、春になると水深20m~40m付近の浅場に移動してきます。

最大で40センチと、ヤリイカやスルメイカなど一般的なイカに比べてやや小さく、釣れるのは30センチくらいまでが多いです。

イカ釣りは、プラヅノというプラスチックの棒にハリを付けたもので釣りますが、その対象となるイカによって大きさが変わります。

ヤリイカは11センチ、スルメイカは14センチ、マルイカは“ステ”というもっと小さいものを使います。

ほんの数センチの違いですが、大きさが違ふと釣れ方が全然違います。

イカにとってはその数センチが大きいんでしょうねー。

※今回はイメージイラスト無しです。



## 編集後記

先月、久方ぶりに釣りに行きました。富士五湖の西湖にワカサギ釣りに行きましたが、結果は寒いものでした…。

でも、久しぶりに自然の中にいられてリフレッシュできました。

忙しい時ほどリフレッシュが大事なんですね。

(平成26年4月号)



なかお事務所  
特定社会保険労務士・行政書士  
代表 中尾 宏昭

埼玉県志木市本町5-13-28  
和智ビル603

メール: [info@nakao-jimusho.com](mailto:info@nakao-jimusho.com)  
H P : <http://nakao-jimusho.com>  
TEL : 048-476-5753